

教 育 研 究 業 績 書				
2019年 5月 1日				
氏名 東 齊彰 印				
研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド		
教 育 上 の 能 力 に 関 する 事 項				
事項	年月日	概 要		
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書, 教材 公認心理師標準テキスト 心理学的支援法	2019年3月20日	編著者: 杉原保史・福島哲夫・東齊彰 編集と、第9章を担当		
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 その他				
職 務 上 の 実 績 に 関 する 事 項				
事項	年月日	概 要		
1 資格, 免許	1999年1月 2018年12月	日本臨床心理士資格認定協会 認定臨床心理士 公認心理師		
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項				
4 その他				
研 究 業 績 等 に 関 する 事 項				
著書, 学術論文等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所, 発表雑誌等 又は発表学会等の名称	概 要
(著書)				
1統合・折衷的心理療法の 実践―見立て・治療関係・ 介入と技法	編著	2014年1月	金剛出版	まず筆者が 統合・折衷的心理療法の概論を述べたあと、見立て、治療関係、介入と技法の3つのパートに分けて論述を展開した。筆者を含む編著者3人が各パートのテーマについてそれぞれ理論複合、技法折衷、共通要因アプローチの立場から症例を交えて論述した。それぞれの論述に対して、現在我が国で 統合・折衷的心理療法の実践を行っている3人の実践家、研究者がコメントを与えている。(前田康宏、加藤敬との共編著)
2公認心理師標準テキスト 心理学的支援法	共編著	2019年3月	北大路書房	公認心理師のカリキュラムで用いる心理学的支援法について、各心理療法の概念と方法、訪問支援などの支援形態、医療などの適用領域などについて詳述した。(杉原保史、福島哲夫との共編著)
(学術論文)				

1関係性から見た認知療法・ 認知行動+A45:F51療法	共著	2015年6月	認知療法研究、第8巻第 2号	認知療法・認知行動療法における治療関係につ いて、ヘルピング、サイエンスとアート、第3世 代の認知行動療法などの観点から述べて討論を 行った。(遊佐安一郎、井上和臣、熊野宏昭、大 野裕との共著)
2統合的方法としての認知療 法	単著・ 共著の別	2016年4月	精神療法、第42巻第2号	認知療法で扱う認知的側面は、従来の心理療法 の中でも一要因として見られるものである。精 神分析療法、行動療法、クライアント中心療法 などの心理療法を用いつつ、認知療法の要素を 取り入れて効果をあげる考え方と方法について 論じた。
4認知療法と他の精神療法の 接点	共著	2016年8月	認知療法研究、第9巻第 2号	認知療法を、精神分析療法、森田療法、統合的 心理療法の各立場から比較検討することで、精 神療法間の接点について論じた。(井上和臣、 原田誠一、生地新、中村敬との共著)
3連携・協働をしながらクラ イアントに対応するには？	単著	2017年1月	臨床心理学、第 17巻、第1号	臨床心理士が、医療や教育、福祉の現場で、他職 種とどのようにかわり、チームとしてどのよう に連携、協働してかわるのかを、実際の例を提 示しながらその工夫を述べた。
4チーム・アプローチ	共著	2017年6月	認知療法研究、 第10巻2号	認知療法・認知行動療法において、各種現場にお いてチームを組んで援助活動を行う必要性を、精 神科医、看護師、臨床心理士、スクールカウンセ ラーの各立場から論じた。(藤沢大介、渡辺克 徳、矢内里英、小林奈穂美、井上和臣との共著)
5折衷アプローチ	単著	2017年7月	臨床心理学、第 17巻、第4号	心理療法を統合する動きの中で、特に技法折衷的 アプローチに焦点を当てて解説した。マルチモー ドアプローチなどの折衷アプローチとともに、オ リジナルであるタイプ志向折衷療法を紹介した。
6病院・クリニック	単著	2018年7月	臨床心理学、第 18巻第4号	公認心理師の職場の業務を論じる特集号にて、精 神科単科病院や総合病院、精神科クリニックなど の職場を紹介し、事例を提示して連携の在り方を 考察した。
7問題解決技法とコミュニ ケーションスキル	単著	2019年2月	精神療法、第45 巻第1号	公認心理師のための簡易型認知行動療法の特集号 にて、問題解決技法とコミュニケーションスキル について、その歴史的背景から考え方、方法論に ついて論じた。
(その他) 1 2 3 :				

(注)

- この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び専任教員について作成すること。
- 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 「研究業績等に関する事項」には、書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。
- 「氏名」は、本人が自署すること。
- 印影は、印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは、省略することができる。この場合において、「氏名」は、旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。